

サイバーセキュリティ基本方針

令和8年4月1日

制定

当社グループ（株式会社証券保管振替機構及び株式会社ほふりクリアリングをいう。以下同じ。）は、資本市場の重要な基盤である決済インフラとして、サイバー攻撃による業務の中断を金融システムの信頼に大きな影響を与えかねない重大なリスクであると一層強く認識し、サービスを安定的かつ適切に提供するために必要なサイバーセキュリティを確保することを目的として、サイバーセキュリティ管理の基本的事項として「サイバーセキュリティ基本方針」を定めます。

1. サイバーセキュリティ確保の取組み

サイバーセキュリティを経営方針における重要課題の一つとして位置づけ、経営主導のもと、サイバーセキュリティ確保に向けた組織風土を醸成するとともに、サイバー攻撃による業務への影響やリスクを踏まえた全社的な取組みを推進します。

2. サイバーセキュリティ管理態勢の構築

当社グループにおけるサイバーセキュリティを統括する者としてサイバーセキュリティ統括責任者を設置し、取締役会や経営とコミュニケーションする関係を構築することにより、適切な経営判断を行うためのガバナンスを確保します。また、サイバー攻撃の脅威、関係主体等からの要求事項、法規制等の内外環境を踏まえ、サイバーセキュリティ統括責任者を中心としたサイバーセキュリティ管理態勢を構築するとともに、継続的な改善を行います。

3. サイバーセキュリティ対策の徹底

サービス・システムの企画・設計段階からセキュリティ要件を組み込むセキュリティ・バイ・デザインの考え方を基本とした取り組み

を実施し、サイバー攻撃による情報資産に対する不正な侵入、漏洩、改ざん、紛失、破壊、利用妨害等が発生しないよう、徹底した対策を講じます。また、サイバー攻撃の脅威情報及び脆弱性情報等の収集、分析及び評価を行い、講じた対策について継続的な改善を行います。

4. サードパーティリスク管理の重視

サプライチェーンに由来するサイバー攻撃による業務の中断を防ぐため、制度運営に関するサプライチェーン全体にわたる関係者、業務プロセスを認識し、サードパーティに起因するリスクを評価した上で、サードパーティリスク管理に必要な態勢を整備し、ライフサイクル全体を通じて継続的なモニタリングを行います。

5. サイバーセキュリティ人材の確保・育成

サイバーセキュリティを担当する部署に専門性を有する人材を確保して配置するとともに、業務に従事する役員、従業員及び関係者等にサイバーセキュリティ教育及び訓練を徹底することにより、組織全体でサイバーセキュリティの確保に取り組みます。